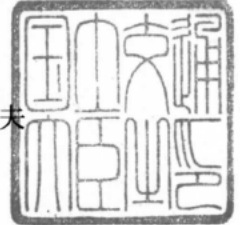


行政文書開示決定通知書

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和3年9月10日付けで請求され、同月13日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

航空法施行令等の一部を改正する政令(平成17年政令第15号)の案文(改め文)、
新旧対照表及び参照条文

請求文書名：
航空法施行令等の一部を改正する政令(平成17年政令第15号)の案文(改め文)、
新旧対照表及び参照条文

2 不開示とした部分とその理由

なし

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示(閲覧又は写しの交付)を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時：この通知書を受け取った日から30日以内

(土・日曜日、祝日を除く。)(9:30~11:45、13:00~16:45)

場所：国土交通省大臣官房総務課情報公開窓口

(東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 1階)

◇開示の手続き

- 1) 事前に、ご希望の日時を下記問い合わせ先までお知らせください。
- 2) 送付した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

(2) 写しの送付を希望する場合

◇下記の書類等を下記問い合わせ先まで、この通知書を受け取った日から30日以内に提出(郵送)してください。

- 1) 必要事項を記入した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」
- 2) 文書の郵送料(開示決定文書全ての郵送を希望した場合)：

定形外郵便 【紙】 100gまで 140円分の郵便切手

【CD-R】100gまで 140円分の郵便切手

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が到着した日から1週間後までに郵送する予定です。

(3) 開示実施手数料

行政文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について 開示の実施を希望する 場合の基本額(a)	開示実施 手数料 (b)※
A4判文書 12枚 (うちカラー 0枚)	①用紙に出力した ものの閲覧	用紙100枚までにつき 100円	100円	0円
	②用紙に出力した ものの交付 (モノクロ)	用紙1枚につき10円を加 えた額	120円	0円
	③電磁的記録を CD-Rに複写したも のの交付	CD-R1枚につき100円 に、当該文書1枚につき 10円を加えた額	220円	20円

※ 開示実施手数料(b)・・・開示決定文書全ての開示の実施を希望する場合の基本額(a)－控除額(請求時に納付された開示請求手数料200円)

(4) その他

その他詳細は、同封の「説明事項」をご確認ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 航空局 航空ネットワーク企画課

大臣官房 総務課 公文書監理・情報公開室

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8111 (代表)

行政文書の開示の実施方法等申出書

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

*日付 令和3年11月19日
文書番号 国空ネ企第63号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

航空法施行令等の一部を改正する政令（平成17年政令第15号）の案文（改め文）、新旧対照表及び参照条文	A4判文書 12枚 （うちカラー 0枚）	①用紙に出力したものの閲覧	①全部 ②一部 ()
		②用紙に出力したものの交付 （モノクロ）	①全部 ②一部 ()
		③電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日時

令和 年 月 日 () 時 ~ 時

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手の額

【紙】 140円

【CD-R】 140円

無

開示実施手数料 _____円	ここに収入印紙を貼ってください。	(受付印)
-----------------------	------------------	-------

*担当課等 国土交通省 大臣官房総務課 公文書監理・情報公開室 TEL : 03-5253-8111

同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」(以下「申出書」といいます。)の記入等に当たっては、下記の点にご留意ください。

記

1. 開示の実施方法の選択

開示の実施の方法は、行政文書開示決定通知書(以下「通知書」といいます。)の記の3に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示(閲覧又は写しの交付)の実施を選択される場合は、通知書の記の3(1)に記載されている官庁執務時間から、ご希望の日時を選択してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、申出書は開示を受ける希望日の3日前には、公文書監理・情報公開室窓口へ届くようにご提出願います。また、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、通知書をご持参ください。

写しの送付を希望される場合は、手数料のほかに、送付に要する費用(郵便切手等)が必要になります。

2. 開示実施手数料の算定

(1) 開示実施手数料額の計算方法

開示実施手数料(以下「手数料」といいます。)は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が開示請求手数料の額(300円)までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

①150頁ある行政文書を閲覧する場合

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

②150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

③150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの30頁は開示を受けない)

閲覧に係る基本額100円+写しの交付に係る基本額200円=計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

手数料は、提出される申出書に相当額の収入印紙をはって納付してください。

問合せ先：国土交通省公文書監理・情報公開室 TEL03-5253-8111